

第二次愛知県再犯防止推進計画（素案）に対する意見への対応

①第 1 回愛知県再犯防止連絡協議会（7 月 4 日）

機関名	計画（素案）	意見	計画（案）における対応
名古屋保護観察所	【P10 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 〔具体的な取組〕	・第二次計画に、社会復帰に向けた息の長い支援の推進のため、地域における支援ネットワークの構築に向けた取組を記載していただくよう検討をお願いしたい。	【P11 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 以下の取組を記載する。 ・市町村の再犯防止担当者・福祉担当者における再犯防止や更生保護に関する理解を深めるとともに、適切に保健医療・福祉サービス等に結びつける体制を整えるなど、市町村における再犯防止の取組を促進します。（愛知県防災安全局県民安全課） ・刑務所出所者等が、必要に応じて重層的支援体制整備事業による適切な支援が受けられるよう、市町村に対して更生保護制度に基づく支援等に関する情報提供を行います。（愛知県福祉局福祉部地域福祉課）
名古屋保護観察所	【P15 第3章 施策の柱Ⅱ 1 就労の確保等】 〔具体的な取組〕	・保護観察所だけでなく、愛知県においても、地域援助・刑執行終了者等に対する就労支援について、国・県・民間団体等が一丸となって支援する仕組みの構築についてご検討いただくようお願いしたい。 ・第二次計画に、社会復帰に向けた息の長い支援の推進のため、地域援助・刑執行終了者等への就労支援に関する内容を記載していただくよう検討をお願いしたい。	【P23 第3章 施策の柱Ⅱ 1 就労の確保等】 以下の取組を記載する。 ・地域援助対象者及び刑執行終了者等の職場定着支援に向け、関係機関、団体と連携して取り組みます。（愛知県労働局就業促進課）※ ※施策の柱Ⅰ（国・県・市町村・民間団体等の連携強化）の〔具体的な取組〕にも同様の記載を追加。
愛知県内地区協力雇用主会	【P15 第3章 施策の柱Ⅱ 1 就労の確保等】 〔具体的な取組〕	・国の事業を引き継いで県が実施する職場定着支援を、今後も一層充実発展していただけるとありがたい。 ・就労支援に関わる国や県の機関と民間団体が連携して、「刑執行終了者等」も就労支援の対象とした新しい就労支援の在り方を検討していただけるとありがたい。	
名古屋保護観察所	【P28 第3章 施策の柱Ⅵ 1 民間協力者の活動の促進等】 〔現状と課題〕	・犯罪被害に遭われた被害者への配慮も十分に考慮した上で、再犯防止の取組に対する理解を、広報等を通じて県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があることについて、第二次計画に記載していただくよう検討をお願いしたい。	【P67 第3章 施策の柱Ⅵ 1 民間協力者の活動の促進等】 以下のとおり修正する。 ・地域社会における犯罪をした者等への「 <u>息の長い</u> 」支援を行い、社会復帰を進めるため、 <u>犯罪被害者等への配慮も十分に考慮した上で</u> 、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。
名古屋保護観察所	【P29 第3章 施策の柱Ⅵ 1 民間協力者の活動の促進等】 〔具体的な取組〕	・保護司の確保について、愛知県からも改めて、市町村等に対し、所有する公的施設を面接場所として利用することについて、働きかけをお願いしたい。	【P69 第3章 施策の柱Ⅵ 1 民間協力者の活動の促進等】 以下の取組を記載する。 ・保護司が面接場所として公的施設を利用できるよう、市町村等へ配慮いただくよう、周知します。（愛知県福祉局福祉部地域福祉課）
愛知県保護司会連合会	【P29 第3章 施策の柱Ⅵ 1 民間協力者の活動の促進等】 〔具体的な取組〕	・長年、保護司を務めて、これまで危険を感じたことがなかったが、犯罪をした者と一対一で面談していたことを改めて感じた。関係機関の方には、保護司の活動に対する支援に感謝するとともに、引き続きご協力をお願いしたい。	【P69 第3章 施策の柱Ⅵ 1 民間協力者の活動の促進等】 以下の取組を記載する。 ・保護司が面接場所として公的施設を利用できるよう、市町村等へ配慮いただくよう、周知します。（愛知県福祉局福祉部地域福祉課）

第二次愛知県再犯防止推進計画（素案）に対する意見への対応

②愛知県再犯防止推進協議会委員あて照会（9月17日～）

機関名	計画（素案）	意見	計画（案）における対応
名古屋保護観察所 愛知県就労支援事業者機構	【P5 第1章 参考1】 成人による刑事事件の流れ	・ 婦人補導院は R6. 4. 1 に廃止されているため削除して欲しい。 ・ 執行猶予には全部猶予、保護観察付全部猶予の他に、刑務所出所後に執行猶予となる刑の一部猶予があるため追記して欲しい。保護観察付一部猶予の場合は、刑務所出所後（仮釈放又は満期出所のいずれも）執行猶予による保護観察を必ず受けることとなる。 ・ R7. 6. 1～拘禁刑を追記して欲しい。	【P5 第1章 参考1】 成人による刑事事件の流れ 再犯防止推進白書（法務省作成）に掲載されている図を引用しており、令和7年版の白書が公表された後、最新の図を引用する。 ※参考2「非行少年に関する手続きの流れ」も同様に更新する。
名古屋保護観察所	【P10 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 〔具体的な取組〕 具体的な取組案 P 1 ・ 保護観察や更生緊急保護対象者に加え、新たに開始された地域援助や刑執行終了者等援助など、社会復帰に向けた各種支援が円滑に進むよう調整するとともに、息の長い支援の推進のため、市町村や地域における支援機関・団体とネットワークを構築します。	以下のとおり修正して欲しい。（取組の追加） ・ 保護観察や更生緊急保護対象者に加え、新たに開始された地域援助や刑執行終了者等に対する援助など、社会復帰に向けた各種支援が円滑に進むよう調整するとともに、 <u>重層的支援体制整備事業と連携するなど</u> 、息の長い支援の推進のため、市町村や地域における支援機関・団体とネットワークを構築します。	【P10 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 意見のとおりに修正する。
愛知県福祉局福祉部 地域福祉課	【P10 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 〔具体的な取組〕 具体的な取組案 P 2 ・ 町村域において、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口（ <u>生活困窮者</u> 自立相談支援機関）を設置し～	以下のとおり修正して欲しい。（正式名称に修正） ・ 町村域において、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口（自立相談支援機関）を設置し～	【P11 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 意見のとおりに修正する。
名古屋保護観察所	【P10 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 〔具体的な取組〕	・ 犯罪をした人達が直面する生きづらさは、多様化・複雑化している。保護観察所としては、勾留中の生活環境調整や地域援助・刑執行終了者等に対する援助が新たに求められることとなり、重層的体制整備事業及び孤独・孤立対策等を実施する市町村と連携を図りネットワークを構築中であるが、愛知県におかれては、市町村を集めた包括的支援体制の構築推進セミナーを本年12月に開催予定で準備がなされていると聞いている。そこで、重層的支援体制整備事業等の対象に、地域援助等の対象者も含まれ、再犯防止のために支援することが重要であることを明記して欲しい。	【P11 第3章 施策の柱Ⅰ 国・県・市町村・民間団体等の連携強化】 以下の取組を記載する。 ・ 刑務所出所者等が、必要に応じて重層的支援体制整備事業による適切な支援が受けられるよう、市町村に対して更生保護制度に基づく支援等に関する情報提供を行います。（愛知県福祉局福祉部地域福祉課）※ ※施策の柱Ⅱ 1（就労の確保等） 施策の柱Ⅱ 2（住居の確保） 施策の柱Ⅲ 1（高齢又は障害のある者等への支援） の〔具体的な取組〕にも同様の記載を追加。 また、施策の柱Ⅰの〔現状と課題〕に重層的支援体制整備事業について記載する。

機関名	計画（素案）	意見	計画（案）における対応
愛知県労働局就業促進課	【P11 第3章 II 1 就労の確保等】 〔現状と課題〕 - 不安定な就労が再犯の要因になっていること～ - しかしながら、犯罪をした者等は、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識や資格、社会人としてのマナー、対人関係の形成や維持のために必要な能力等が乏しいために、適切な職業選択ができない場合や、就職できても離職してしまう場合があります。 - また、<u>就職後の離職の防止に向けては、職場定着支援の実施により、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち6か月を超えて就労を継続する者の割合が増加している一方、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主である協力雇用主の数は、本県では1000社を超えているものの、犯罪をした者等の高齢化などにより、就労ニーズに合っておらず、雇用主と犯罪をした者等とのマッチングがなかなか進まないことから、多様な業種の協力雇用主を確保する</u>必要があります。 - また、新たに開始された地域援助や刑執行終了者等援助は、<u>更生保護就労支援事業の活用ができないため、求職支援や職場定着支援を希望する者に対し十分な支援が行き届かないという課題があり、就労支援制度の拡充を図る必要があります。</u> - さらに、<u>犯罪をした者等に適切な就職支援を行うとともに、周囲の偏見をなくし安定した職に就けるよう、就労に関する相談窓口の充実と周知を行い、犯罪をした者等の雇用に関わる企業の社会的評価の向上を引き続き図っていく</u>必要があります。	以下のとおり修正して欲しい。 - 不安定な就労<u>状況に置かれていることが再犯の要因の一つになっていること～</u> - しかしながら、犯罪をした者等は、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識や資格が<u>乏しいために適切な職業選択ができない場合や、社会人としてのマナー、対人関係の形成や維持のために必要な能力等が乏しいために、適切な職業選択ができない場合や、就職できても職場に定着できずに離職してしまう場合があります。</u> - 就職後の離職防止に向けた職場定着支援の実施により、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち6か月を超えて就労を継続する者の割合は<u>増加傾向にあります。</u>一方で、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主である協力雇用主の数は、本県では<u>1100社を超えているものの、業種に偏りがあることから、刑務所出所者等の職業選択ニーズに十分に对应されていない状況のため、多様な業種の協力雇用主を確保していく</u>必要があります。 - また、新たに開始された地域援助や刑執行終了者等<u>に対する援助については、現在行われている相談支援に加え、職場定着の促進など、よりきめ細やかな支援が求められています。</u> - 犯罪をした者等に適切な就労支援を行うとともに、周囲の偏見をなくし、<u>彼らが安定した職に就き、働き続けることができるよう、就労に関する相談窓口の充実と周知を行うとともに、犯罪をした者等の雇用に関わる企業の社会的評価の向上についても、引き続き図っていく</u>必要があります。	【P17 第3章 施策の柱II 1 就労の確保等】 意見のとおりに修正する。 意見のとおりに修正する。 意見を踏まえ修正する。（一部記載を修正する。） - 就職後の離職防止に向けた職場定着支援の実施により、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち6か月を超えて就労を継続する者の割合は増加傾向にあります。一方で、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主である協力雇用主の数は、本県では約1,100社となっているものの、<u>刑務所出所者等の職業選択ニーズに十分に对应されていない状況のため、多様な業種の協力雇用主を確保していく</u>必要があります。（協力雇用主の数について、公表されている最新の数が1,087社であることから、「約1,100社となっている」に修正する。「業種に偏りがあること」の記載がなくても、多様な業種を確保していく必要性がわかるため、記載を削除する。） 意見のとおりに修正する。 意見を踏まえ修正する。（一部記載を修正する。） - 適切な就労支援を行うとともに、周囲の偏見をなくし、<u>犯罪をした者等が安定した職に就き、働き続けることができるよう、就労に関する相談窓口の充実と周知を行っていく</u>必要があります。また、犯罪をした者等の雇用に関わる企業の社会的評価の向上についても、引き続き図っていく必要があります。（表記を統一するため「彼ら」を「犯罪をした者等」に修正する。1行目の「犯罪をした者等に」は削除する。「行うとともに」が連続するため、表記を修正する。）

機関名	計画（素案）	意見	計画（案）における対応
名古屋保護観察所	【P15 第3章 II 1 就労の確保等】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P 4 ・地域援助対象者及び刑執行終了者等からの相談を受け、就職支援及び職場定着支援を実施する関係機関・団体と連携を図ります。 また、関係機関・団体と連携を図りながら、多様な業種の協力雇用主の確保に向けた取組を進めます。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・地域援助対象者及び刑執行終了者等からの相談を受け、<u>相談内容に応じて、就職支援及び職場定着支援を実施する関係機関・団体と連携を図ります。</u> <u>また、就労を含む複合的な課題を抱える者に対する支援については、重層的支援体制整備事業と連携を図ります。</u> <u>さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、多様な業種の協力雇用主の確保に向けた取組を進めます。</u>	【P21 第3章 施策の柱II 1 就労の確保等】 意見のとおりに修正する。
名古屋保護観察所 愛知県就労支援事業者機構	【P15 第3章 II 1 就労の確保等】 〔具体的な取組〕	・国は、既に地域援助や刑執行終了者等からの相談を開始しているが、更生保護就労支援事業の活用ができない者に対する支援が喫緊の課題となっている。 そこで、国・県・民間団体が連携する就労支援の拡充に向けた取組のうち、県の職場定着支援により、職場定着する者の割合が増加する効果を実証していることから、地域援助対象者・刑執行終了者等に対する職場定着支援の拡充に向けた取組について検討をお願いし、第二次計画に記載して欲しい。	【P23 第3章 施策の柱II 1 就労の確保等】 以下の取組を記載する。 ・地域援助対象者及び刑執行終了者等の職場定着支援に向け、関係機関、団体と連携して取り組みます。（愛知県労働局就業促進課）※ ※施策の柱I（国・県・市町村・民間団体等の連携強化）の〔具体的な取組〕にも同様の記載を追加。
愛知県労働局就業促進課	【P15 第3章 II 1 就労の確保等】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P 6 ・ヤング・ジョブ・あいち、あいち障害者雇用総合サポートデスク等において実施している就労支援について、ハローワークと連携して取り組みます。 また、国の事業として名古屋保護観察所が実施している「更生保護就労支援事業」の「職場定着支援事業」と連携し、同事業の支援期間中に保護観察等が終了した場合に県が引き継いで行う「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施し、犯罪をした者等の職場定着の支援と協力雇用主による雇用の促進を図ります。	以下のとおり修正して欲しい。（取組の整理等） ・ヤング・ジョブ・あいち、あいち障害者雇用総合サポートデスク等において実施している就労支援について、ハローワークと連携して取り組みます。 また、国の事業として名古屋保護観察所が実施している「更生保護就労支援事業」の「職場定着支援事業」と連携し、同事業の支援対象者のうち保護観察等が終了した者に対し、<u>県が引き継いで「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施し、犯罪をした者等の職場定着の支援と協力雇用主による雇用継続の支援に取り組みます。</u> ・多様な業種の協力雇用主の確保のため、<u>名古屋保護観察所及び愛知労働局と連携し、協力雇用主への登録拡大に向けた取組を進めます。※</u> ※施策の柱I（国・県・市町村・民間団体等の連携強化）の〔具体的な取組〕にも同様の記載を追加。	【P23 第3章 施策の柱II 1 就労の確保等】 意見のとおりに修正する。
愛知県福祉局福祉部 地域福祉課	【P16 第3章 II 2 住居の確保】 〔現状と課題〕 ・国や県においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設や、<u>住居確保給付金の支給、一時生活支援事業等</u>を通して、生活困窮者に対し、住居の確保に向けた支援、犯罪をした者等で親族等のもとへ帰住できない者を受け入れる更生保護施設や自立準備ホーム等の確保等を行ってきました。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・国や県においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設や、<u>住居確保給付金の支給等</u>を通して、生活困窮者に対し、住居の確保に向けた支援、犯罪をした者等で親族等のもとへ帰住できない者を受け入れる更生保護施設や自立準備ホーム等の確保等を行ってきました。	【P28 第3章 施策の柱II 2 住居の確保】 意見のとおりに修正する。

機関名	計画（素案）	意見	計画（案）における対応
名古屋保護観察所	【P18 第3章 II2 住居の確保】 〔具体的な取組〕	以下のとおり取組を記載して欲しい。（取組の追加） ・ <u>住居を含む複合的な課題を抱える地域援助対象者及び刑執行終了者等に対する支援については、重層的支援体制整備事業と連携を図ります。</u>	【P30 第3章 施策の柱II 2 住居の確保】 意見のとおり修正する。
愛知県福祉局福祉部 地域福祉課	【P19 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 〔現状と課題〕 ・そのほか、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動や生活支援サービスの体制整備の充実・強化を図るため市町村の取組を支援するとともに、高齢者向けの施設や住まいの整備を進めています。県内の民間団体の取組としては、更生保護施設に福祉職員を配置したり、受刑中の高齢者に向けた社会復帰指導を行う等の取組を行っています。	以下のとおり修正して欲しい。（地域生活定着支援センターの取組ではないため） ・そのほか、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動や生活支援サービスの体制整備の充実・強化を図るため市町村の取組を支援するとともに、高齢者向けの施設や住まいの整備を進めています。県内の民間団体の取組としては、更生保護施設に福祉職員を配置しています。	【P34 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見のとおり修正する。
名古屋保護観察所	【P20 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 〔具体的な取組〕	以下のとおり取組を記載して欲しい。（取組の追加） ・ <u>複合的・複雑化した課題を抱える対象者に対する支援について、重層的支援体制整備事業を実施する機関等と連携を図り、情報提供や援助の助言等を実施します。</u>	【P36 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見のとおり修正する。
愛知県福祉局福祉部 高齢福祉課	【P20 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 〔具体的な取組〕 具体的な取組案P14 ・また、施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、 <u>認知症高齢者グループホーム等の高齢者の住まいの場の確保に取り組みます。</u>	以下のとおり修正して欲しい。（重複の記載があるため） ・また、施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めます。	【P37 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見のとおり修正する。
愛知県福祉局福祉部 地域福祉課	【P20 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 〔具体的な取組〕 具体的な取組案P14 ・矯正施設や保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、高齢・障害を有する特別調整対象者等への支援を行っていくとともに、地域ネットワーク強化業務の実施を通じて、愛知県内圏域ごとの支援体制を理解し、より身近な地域で重層的かつ継続的な支援が提供されるよう、地域の保健医療・福祉関係機関等との連携を図ります。	以下のとおり修正して欲しい。（取組の追加） ・矯正施設や保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、高齢・障害を有する特別調整対象者等への支援を行っていくとともに、 <u>2021年度（令和3年度）から検察庁や保護観察所や弁護士と連携し、勾留中の被疑者等への勾留中からの環境調整にあたる被疑者等支援業務が正式に業務開始となり、支援を行っています。</u> ・ <u>逮捕勾留後から矯正施設釈放までの間で、入口支援及び出口支援で高齢・障害を有する方の支援も行います。</u> ・地域ネットワーク強化業務の実施を通じて、愛知県内圏域ごとの支援体制を理解し、より身近な地域で重層的かつ継続的な支援が提供されるよう、地域の保健医療・福祉関係機関等との連携を図ります。	【P38 第3章 施策の柱Ⅲ 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見を踏まえ修正する。（一部記載を修正する。） ・矯正施設や保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、高齢・障害を有する特別調整対象者等への支援を行っていくとともに、 <u>検察庁や保護観察所、弁護士と連携し、勾留中の被疑者等への勾留中からの環境調整にあたる被疑者等支援業務を行います。</u> ・また、逮捕勾留後から矯正施設釈放までの間で、入口支援及び出口支援として高齢・障害を有する方への支援も行います。 ・さらに、 <u>地域ネットワーク強化業務の実施を通じて、愛知県内圏域ごとの支援体制を理解し、より身近な地域で重層的かつ継続的な支援が提供されるよう、地域の保健医療・福祉関係機関等との連携を図ります。</u>

機関名	計画（素案）	意見	計画（案）における対応
愛知県教育委員会事務局教育部高等学校教育課	【P24 第3章 施策の柱Ⅳ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P20 ・また、学び直しを望む出所者に対し、関係機関と連携して<u>定時制や通信制高校等の入学案内を配付し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。</u>	以下のとおり修正して欲しい。（実際の取組との整合性を図るため） ・また、学び直しを望む出所者に対し、関係機関と連携して入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。	【P50 第3章 施策の柱Ⅳ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等】 意見のとおりに修正する。
愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課	【P24 第3章 施策の柱Ⅳ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P20 ・さらに、少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行うほか、高校授業料無償化（仮）や奨学金貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・さらに、少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行うほか、高校授業料無償化や奨学金貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。	【P51 第3章 施策の柱Ⅳ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等】 意見のとおりに修正する。
愛知県保健医療局健康医務部健康対策課	【P27 第3章 施策の柱Ⅴ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P25 ・女性健康支援事業に<u>ついて</u>、妊娠・出産等に関する相談支援を行います。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・女性健康支援事業に<u>おいて</u>、妊娠・出産等に関する相談支援を行います。	【P61 第3章 施策の柱Ⅴ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等】 意見のとおりに修正する。
愛知県保護司会連合会	【P29 第3章 施策の柱Ⅵ1 民間協力者の活動の促進等】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P28 ・国と共同で保護司適任者確保愛知推進本部を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進める一方、引き続き国及び地方公共団体等と共同で保護司活動支援や適任者確保に取り組みます。	以下のとおり修正して欲しい（実際の取組との整合性を図るため） ・国及び地方公共団体等と共同で、<u>一人でも多くの方に保護司になっていただけるよう保護司セミナーを実施するとともに、保護司に活動を継続していただけるようその活動支援に取り組みます。</u>	【P69 第3章 施策の柱Ⅵ1 民間協力者の活動の促進等】 意見のとおりに修正する。
愛知県防災安全局県民安全課	【P31 第3章 施策の柱Ⅵ2 広報・啓発活動の推進】 〔具体的な取組〕	—	【P75 第3章 施策の柱Ⅵ2 広報・啓発活動の推進】 以下の取組を記載する。 ・犯罪をした者等を地域社会の一員として包摂し、その立ち直りを支援するため、県民向けに、再犯防止についての関心と理解を深めるための啓発を行うとともに、第二次愛知県再犯防止推進計画による取組の内容を周知します。
愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課	【P31 第3章 施策の柱Ⅵ2 広報・啓発活動の推進】 〔具体的な取組〕具体的な取組案P31 ・青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動において、重点項目に「<u>再非行（犯罪）</u>」の防止を掲げ、関係機関による青少年を支える体制づくり等の<u>推進</u>や広報啓発活動を行います。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動において、重点項目に「<u>再非行（犯罪）の防止</u>」を掲げ、関係機関による青少年を支える体制づくり等の<u>取組</u>や広報啓発活動の<u>推進</u>などを行います。	【P75 第3章 施策の柱Ⅵ2 広報・啓発活動の推進】 意見のとおりに修正する。